

平成29年6月14日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝 征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年6月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1	議案審議	
	議案第25号	上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第26号	平成29年度上峰町一般会計補正予算（第2号）
日程第3	議案第27号	平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第28号	平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第29号	上峰町農業委員会委員の任命について
日程第6	議案第30号	上峰町農業委員会委員の任命について
日程第7	議案第31号	上峰町農業委員会委員の任命について
日程第8	議案第32号	上峰町農業委員会委員の任命について
日程第9	議案第33号	上峰町農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第34号	上峰町農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第35号	上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12	議案第36号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第25号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1．議案審議。

議案第25号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（大川隆城君）

1つだけ教えていただきたいと思いますが、この新旧対照表の1ページの中で、定義の部分ですね、第2条の第1項の中で一番下に(9)要配慮個人情報というのがありますけれども、以前は個人識別符号をいうということでそれぞれ示しがあっていたわけですが、今回、この「要配慮」というのを加えてありますけれども、この「要配慮」というのを少し説明を願いたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ただいま御質疑ございました第2条第1項の第9号に示しております、この要配慮個人情報

報という概念でございますが、これは今回の個人情報保護法の改正に伴って新しく定義をされた個人情報の定義の一つでございます。これにつきましては、そこに、9号にお示しをしておりますとおり、行政機関個人情報保護法の第2条第4項の規定を引用する形で本町の条例を規定しておりますが、この内容につきましては、具体的には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報とされております。

なお、改正前から従前より本町の個人情報保護条例におきましては、第6条の保有の制限という条項がございますが、その第6条の第3項におきまして、実施機関——町とか教育委員会とか、そういったものを指しますが、実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報、こうしたものを保有する場合、今制限をかけておりますが、今回の要配慮個人情報というのは、それよりも範囲が若干広がっております。こうしたことにより、保護すべき個人情報の範囲を拡大してその保護を図ると、こういった趣旨でございます。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第26号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2．議案審議。

議案第26号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

説明書の4ページ、下段ですね、款の20．諸収入、項の4．雑入の目の1．学校給食費徴収金で1,832千円ということで歳入に上げられております。予算書に上がってくるということなので、これは以前行われていた公会計の分の過年度分ということだろうと思いますが、ここに上がった理由を説明をお願いしたいと思います。この件に関しては、もう数年前から議会のほうで何度か対応していただけないかという話もありましたので、そのあたりかなというふうに思いますが、その説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

おはようございます。原田議員の御質問でございます。4ページ、雑収入の目．学校給食

費徴収金、過年度分で1,832千円を、今回、歳入のほうにお示しをさせていただいております。議員御案内いただきましたとおり、この予算につきましては、平成4年度から平成18年度までの一般会計で行ってございました学校給食費徴収金の滞納分20名の分になります。昨年度、債権放棄の手続について御案内いただきますとともに、準備を進めてまいりました。債権放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の同意が必要になります。この件につきまして、昨年度提案するまでに整理が至りませんでしたので、今回、再度、補正予算の中に1,832千円の滞納があるということをお示しするとともに、今年度、手続を進めさせていただきます。

学校給食費につきましては、民法173条第3号により、学芸の教育を行う者が生徒の衣食の代価に有する債権として、時効期間は2年であるというふうにお示しをされております。この件について、議会の皆様へ債権放棄について今後御案内をし、手続を進めさせていただきたいということで、再度こちらのほうに提案をさせていただいております。よろしく願いをいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ページ数、5ページでございますが、債務負担行為の補正についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

本当に通学福祉バスについては買いかえを31年度というふうなことでの御説明をいただいております中で、10人乗りを3台ふやすという問題があってございました。非常にいいことかなと僕は思いますが、この債務負担行為は法的にはできる。しかしながら、これは免許制度なんですよ。その許可がおりてからでもこの補正をかければよかったんではなかろうかという気がしますと同時に、通学福祉バスを上峰町がつくったときに、初めのうちは物すごい人気がありました。でも、今はなくてはならない存在だと思っています、本当に。

最初は通学バスということだったんですが、お昼間はもったいないということで福祉をつけた経緯がございます。そういった町民の声を私は聞いてきております。その中で、10人乗りとはいえ3台ふやすということについては、全協の中でも申しましたが、私は疑問を持っておりますという発言をさせていただいております。その内容については、いいこととはしながらも、そういった、空気を運びよっじゃっかいとか、遊ぶ時間が多くなるであろうというふうに僕は経験上思います。しかしながら、執行部の考え方としては、乗り手は多くなりますよということでございました。しかし、この債務負担行為をするまでもないではなかろうかと。これは免許制ですから、陸運局から免許がおりてからでは遅いというお話でございま

すが、10人乗りはそんなに難しい車両ではないと思っています。そうしますと、金額もお示しをいただいておりますが、普通の10人乗りのワゴン車、これを改造されるのかどうか。そうすると時間ちょっとかかると思います。それからでも補正かけて遅くはないのかなという感じがしますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。ただいま幾つか御質疑の点をいただいたところでございます。

まず、債務負担行為についてなんですけれども、これはもちろん法に基づいたところでの債務負担行為設定というのは、議員御指摘のとおり、可能な手法でございます。それにのっとったところで、今回、債務負担補正という形での計上をさせていただいているところでございます。

そして、大型バス3台の件の債務負担行為の内訳でございますけれども、こちらのほうは、大型バス2台分についての債務負担行為という形で御理解いただきたいというふうに思っております。

それで、大型バスにつきましては、通学バスを巡回用に使用することで、中型バスのほうを巡回用に使用して、大型バス2台を通学用に充てるというような計画をしております。中型バスのほうにつきましては、現年度の予算のほうの20,300千円計上しておるかと思っておりますけれども、その中に中型バスが含まれているという状況でございますので、大型バスのほうにつきましては、大体30人乗りとか、そういった形を目途としたところでのバスという形になっているところでございます。

現状で、登校時の通学バスの北回りにおきましては、1台で乗り切らないという現状がございます。そして、2往復している状況でもありまして、大型1台と中型1台の2台で北ルートについては対応したいということで考えております。それによりまして一括した送迎をすることが可能となりまして機能が向上するということで考えております。

また、少子化の状況もございしますが、ここ数年の児童数を推計したとしても、北ルートのほうにつきましては、当面、児童数が落ち込むことはないだろうというふうに思います。それで、そのように推移すると思われまますので、こういった方法が望ましいということをお考えでおる次第でございます。

それとあと、免許制度の件で触れられておりましたけれども、現有されている、現在運行しているのは上峰タクシーさんのほうが、今、現状、通学福祉バスという形で運行されております。大型2台分については、現状の今バスが2台ございますが、基本的にはこれと入れかえというようなイメージを持っていただければよろしいかと思います。当然、納入時点におきましては、白ナンバーで納入される可能性のほうが今現在強いとは思いますが、そこで、以後、町のほうで一旦所有をさせていただいたものを使用者として事業者のほうに貸与する。この貸与の仕方も、無償でいくのか、有償でいくのかというのは今後また検討をしなければい

けないところではあるかと思いますが、そういったところも含みおいて、そこでの車両登録が必要になります。そこは大体3カ月ぐらいかかるんじゃないかというふうに見ているところでございます。ですので、そういったところも含めたところでの今回の予算計上というふうになっております。

また、債務負担行為設定の理由ということでございますけれども、債務負担行為をする際におきましては、国内におきまして、震災復興のほか、東京五輪を控えまして、建設工事も盛んでございます。ダンプカーやミキサー、それと工事系の車両の需要が堅調に伸びているというふうにメーカーのほうでは把握しておられるようです。

また、訪日外国人などが過去最高水準で推移する中、団体観光客などが移動に使われる観光バスの販売台数というのかなり伸びているというふうに聞いております。首都圏などで観光バスに大挙して乗り込みまして、統計からも最近の訪日外国人数は高い伸び率を示しているというふうに聞き及んでおるところでございます。

こういったところで、大手によりますことし上期の大型バスの受注などにつきましては、9割増しとか8割増しとか、かなり伸び率が高いという状況も聞いております。納車のスパンにつきましては、2年かかる――1年、2年、場合によっちゃ3年というようなことも、先になるというふうに聞き及んでおります。急増する需要に対しまして、製造メーカーの合併など、供給が足りない状況というのもありまして、また、現在のような、そういった需要に関しましては、今後数年続くというような向きも見られることから、債務負担行為の設定を行わせていただいて、2年先ぐらいになるだろうと思っておりますけれども、そういった先に納入ができるような、今から購入手続をしていくことで、しかるべき運行形態の変更に備えろと、こういった形での準備をしている旨での予算計上という形で御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、課長のほうから御案内の詳しく御説明をいただきました。大変失礼を僕はしたなと思っておるのは、46,500千円につきましては、大型バスの車を入れかえる問題だというふうに御説明をいただきました。大変ありがとうございます。そうしますと、債務負担行為をする必要ないじゃないですか。2年もかかるなら、今、発注をする、補正かけておけばいいじゃないですか。買いかえをするんでしょう、僕はそう思うんですよ。わざわざ債務負担行為をする必要はなかろうと、こう思います。予算が許すとすれば、財政的に許すとすれば、補正を組んでお金だけを抱き込んでおくと。2年後には支払いをする、明許繰り越し等々も出てくるでしょうが、債務負担行為をする必要ないんじゃないかならうかと思ったり、その辺はどうなんだろうね。そして、全協のとき説明いただきましたが、今の車よりも若干大きくなるというふうな話もされておりました。非常に同僚議員からも御質問出ておま

したが、道が狭いのに離合ができないじゃないかという話も出てきました。そうすることによって大きく若干なすということなんだけれども、これが非常に難しい問題だなと思うし。

しかしながら、行政のやることにするなというようなことは僕は申しませんが、早く切りかえて子供たちの安全・安心を確保するためにやっていただくということは非常によかことだなと思いますが、債務負担行為自体の体質ですね。法的にはできると、僕も承知しております。しかしながら、31年度にはもう車が来るようになっているわけですよ、そうでしょう。29年から30年度となっているので、特殊な車になるだろう、改造もせにゃいかんだろうし、2年もかかる。3年かかるという言葉があったんですが、3年かかるなら32年までしておかにゃいけない。そりゃいかん。だから、2年かければ、これもどうせ指名競争入札で、メーカーについてはされると思うんですが、これは債務負担行為をする必要がなかろうと思いますし、補正で予算獲得をしておけばいいことであって、どうなんでしょう、その辺については。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

議員御指摘の債務負担行為と歳出予算の違いということかと思えます。

その相違点につきましては、まず、第1点目といたしまして、歳出予算が当該年度に限ったものであるのに対して、債務負担行為は原則として後年度に経費支出が予想される、この点にあります。債務負担行為のうちには、年度内に補正予算の議決をすることを予想して契約を締結すること。すなわち、現年度におきましても、歳出予算に含まれるもの以外の債務を負担する行為を含めるということをも可能とするものでございますので、今回の事例でいきますと、一応、29年度から31年度まで設定をさせていただいております。29年度に、要は返す調達の準備をさせていただき、議決をいただければ、車種の選定、入札を含めて契約着手の準備をさせていただくこととなります。ただし、発注ができるという状況にとどまりまして、納品の段階で支出が生じるということとなります。ですので、29年度に契約をさせていただいても、支出は31年度ということとなります。これを単に補正で単年度の予算ということになっておりますと、繰り越し手続をするような形にもなってくるかと思いますが、将来で支出することが見込まれておりますので、債務負担行為というやり方のほうが適正だろうと。そこが単年度予算での、いわゆる歳出予算との違いというふうに御認識いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

事務的な処理等々については、それは課長さんたちが詳しいんで、それはそれとして理解をしたところでございます。

もう一点だけ教えていただきたいというのが、今、通学福祉バスは定数は何人か、何人まで乗れるのかというのが1点と、今度買い換えを大きくなすというのは、定数はどのくらい

の予定をされておるのか、2点だけお尋ねします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

今、立ち乗りの状況と、ちょっと座席数を据え置いた状況で違うんですけれども、今現在、立ち乗りも可能な状況になっているかと思えます。現状では、子供たちが、大人とちょっと違うので、実際のところはサイズも子供たちの身丈が小さいので、三十数名は乗れている状況にあるかと思えます。

それで、安全上の配慮、あるいは運転手がちょっと急ブレーキとかなるべくしないようにはしてるんですけれども、そういった際にもある程度余裕がないと対応ができなかったりとかしますので、余り無理にぎゅうぎゅう押し詰めるような感じではしていないだろうというふうには思っております。

ちょっと人数に関してちょっと今どういうふうな、数字合ってるかというのは、申しわけございません、ちょっと把握してないところではございますけれども、今度御用意しようと思っているものについては、北回りのほうにつきましては、一応ロングとショートというタイプがあるようなものを今想定しております。

北回りのほうはロングタイプで、これは33名程度乗れるようなもの。それと、南回りのほうにつきましてはショートというので、これは27から29ぐらいを想定したものです。これも、中の艀装によって乗る人数というのは大分変えることができると思えます。また、立ち乗りの状況、あと、座らせる座席をどれぐらいするか、こういったところにおいても大分変わってくるところでございます。この辺は今後ちょっと仕様書を定める中において、安全配慮を行いながら、そういう設計、あるいは仕様というものを作成していきたいと、このように考えております。

それとあと、その辺になると、当然、艀装も必要になってまいりますので、そういった議員御指摘のとおり、先ほど私が回答をしそびれておりましたけど、改造というものも当然必要になってまいります。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

本当にいろいろな問題等はあると思えます。北回りはロングと、南回りについてはロングではないと。四、五名の定数が違うであろうというふうな認識をいたします。そうしますと、普通の乗用車でも規定がかかっているんですよ。5人乗りは、子供は何歳までは1.5倍とかいう規定があるんですね。と同様に、この青ナンバーについても、それはあるだろうと思えます。ただ、課長言われるように、すし詰め状態等々があるとするならば、安全面にはきちっとした形を、何人までという規定はやっぱり定めていただきたいなと思えます。やはり非常に車社会になりまして、急ブレーキ等々について、けが等々が出たときの問題等々は、やっぱり内部できちっとした形をとっていただきたいなと思えます。せっかくいい車を子供

たちのためにするわけですから、その辺だけはきちっとした形をとっていただきたいと思っております。

それと、もう一つ関連ですが、10人乗りのバスの問題ですけれども、これは債務負担行為をなされていないということなんですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。そうしますと、それも31年度までには購入の予定なのか、29年度中に買うというようなことなのか。これは免許制があるので、恐らく29年には間に合わないだろうというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

10人乗りといいましょうか、いわゆる予約型乗り合いタクシーに使用する車両のことを言われているのかというふうに思っております。

こちらのほうにつきましては、現年度の予算で計上しておりますので、29年中の購入というものを目指しております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今の説明によりますと、もう車両の発注はしているよということと理解して——していいでしょう。（「してないです」と呼ぶ者あり）予算化はしたけど、29年度に間に合うと言われるんで、この免許はおりにないのに発注はできないと思うんだけど、どうなんでしょうね。そこら辺の事務的な処理を間違いをしないように心がけていただければいいなと思うところが1点と、やはり町民からの空気ばかり運んで何だということは必ず出てくるであろうと。その対処方法も考えておっていただきたい。私は段階的にやったほうが、これもいいだろうと思うですよ、3台一遍にじゃなくてね。やっぱりそういった町民の皆さんの目は厳しい面がございますので、これ、悪いことやない、いいことなんですよね、やろうとしていることはね。しかし、そういった対応策というのは、やっぱり所管課長さんがきちっと音頭をとっていただきたい、強く要望をしておきたい。大変難しいですよ。そこら辺については、その時期になってまた御質問をさせていただくことになろうかと思えます。では、よろしくお願ひしたい。

以上で終わります。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

非常にありがとうございます。先ほどございました発注に関してなんですけれども、当然まだ予算がついておりませんので、まだ発注は当然しておりません。議決後に着手していくことになってまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明書の6ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費の委託料、法制執務支援業務委託料というのが1,080千円上がっていますが、このことについて説明をお願いしたいと思います。

それと、引き続き次のページ、7ページの企画費の13. 委託料、この中で、魅力発信拠点づくり事業委託料55,000千円、それから、つばき植樹等業務委託料2,475千円、それからタウンチャンネル運営事業委託料7,500千円が上がっておりますけれども、それぞれを御説明いただきたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、6ページの総務費の一般管理費の委託料、法制執務支援業務委託料1,080千円について説明申し上げます。

今現在、法制制度につきましては、国、県等からなかなか難しい法制の関係とか業務内容が来ているところでございます。それに対応する職員といたしまして、本町においてはなかなか職員が全て対応するというのがすごく難しい場面がっております。

そういう中で、今回、委託事業者において、法制執務の相談、中身につきましては、例規の設定、整備とか、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し、日常生じる疑義の照会、相談等の対応、それと起案内容の審査、これにつきましては、法制制度関係の起案業務についての国の法令と整合性及び問題の提示、3番目といたしまして、先行事例の提供といたしまして、例規制定を伴う新規業務についての他の自治体等にその先行事例等があるなしの例規等の提供、4番目といたしましては、法制執務に対する職員の研修等を業者と契約をした中で、このような形で業者からの業務提供をお願いする内容でございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

そうしますと、今、課長が説明されたることについてお願いをするということであるとすれば、委託先、相手方としては、弁護士の方というふうになりますかね、その辺いかがでしょう。

○総務課長（江崎文男君）

それにつきましては、一弁護士じゃなくて事業者ということで考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

事業者の方というと、もうそれを専門にされている方がいらっしゃる。じゃ、その方は、県内の方。で、上峰町専属の依頼する業者の方というふうに捉えておっていいでしょうかね。

○総務課長（江崎文男君）

今思っているのが、もう先般から、この法制制度の執務につきましては、パソコンの中に

ソフト関係の配置をしております。その業者等がおりますので、その業者になるかとは思いますが、そのような業者との契約委託というような形になるかと思っております。
(「わかりました。次、お願いします」と呼ぶ者あり)

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

大川議員から御質疑ございました。

まず、7ページの款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費の中の節の13. 委託料、このうち魅力発信拠点づくり事業委託料でございますが、これは昨年度、地方創生加速化交付金を受けまして実施をいたしました事業の後継事業という形で、昨年度の事業をさらに発展させていくという位置づけで今年度引き続き実施するものでございます。

基本的には、目的としましては、町内の地域資源の磨き上げと情報発信によりまして、町の魅力を訴求していくことで町内への新たな人の流れをつくり出し、観光促進、移住、定住へつなげると、こうした整備をしております。

具体的な取り組みに関しては、今後、業務の発注をする中で、仕様書の作成であるとか、あるいは受託した企業と打ち合わせをする中で決めていきたいと思っておりますけれども、現時点では、昨年度に引き続きまして、町内、町外の関係者を集めたふるさと振興会議の運営ですとか、また、昨年度の末に実施をいたしましたトレイルラン、これをさらに推進していくと。具体的には、コースの延長や追加、また、例えばPRの動画を作成するとか関連のイベントを開催すると、そうしたことも想定をしております。

それから、やはり町内に人の流れをつくり出すためには、具体的に観光プランの作成をして、それを例えば観光商品を扱うような代理店に売り込んでいくとか、そういったところまでできればというようなこともちょっと考えております。

それから、トレイルランもそうなんですけど、やはり鎮西山というのが当町におきまして主要な観光スポットになるであろうと。こうした観点から、特に鎮西山、この活用については力を入れていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長からお答えいただいたように、例の振興会議で協議を重ねていながら、今言う観光面でのこと等々を模索といいますか、検討をしていくということではありますが、これは、じゃ、これまでもそうであったように、その会議で協議した結果で、じゃ、この件についてはこうしようとなったら、その都度実施に移していくということで、最終的に、例えば年度末までに全体的にこうこうこういうふうにしてしようということで決定を受けてすることじゃなくて、その都度していくというふうにとめておってよかですね。その辺、ちょっとごめんなさい、確認の意味で。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど申し上げたように、実際の取り組みはさまざまあるかとは思いますが、やはり全体として、全体が一つの考え方でベースが統一されていないとやっぱりちぐはぐになると思いますから、そういうさまざまな取り組みを進めていくためのプラットフォームといたしましうか、そういった位置づけで、基本的な事項をそのふるさと振興会議の中で議論をして決めていくということで、またその先は、それぞれの取り組みについて、例えば各部会をつくるか、そういった形で進めていこうとは思っております。

以上です。（「わかりました。次、お願いします」呼ぶ者あり）

続きまして、同じく委託料の中で御質疑ございましたつばき植樹等業務委託料でございます。

これにつきましては、昨日の一般質問の中でも答弁でちょっと触れましたが、県のさが未来スイッチ交付金の採択を、内定を受けておりまして、これを事業費の半額相当分の交付金を受けるわけですが、これを財源といたしまして鎮西山にツバキを植樹をするというものでございます。

具体的な場所はこれから、招聘した専門家の助言や、また、造園業者等と協議をして決めていきたいと思いますが、基本的には、やはり観光振興というものを意識してやっていきますので、登山客であるとかトレイルランの選手の目につきやすい場所、PRできるような場所というふうに考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今もありましたように、昨日の一般質問でもこの件については触れさせていただきましたが、今後協議をして、ということでありますけれども、植栽の場所、それから植栽のやり方等々については、いつごろ実施をされることを想定して進められていくものか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

植樹の時期というのも、やはりツバキのそういう特性に応じたふさわしい時期があるかかと思えます。

一応、今現時点で我々が把握している時期としましては、夏場よりも若干やはり気温が下がる秋場ぐらいがいいという話を聞いておりますので、今のところ、10月を一つのめどとして考えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この件については、もう以前から何回となくお尋ね、お願いをしてきた経緯があるものから、今回いよいよ取り組んでいただくということで大変うれしく思っております。

それと同時に、前回、第1回目の実施をされたトレイルランニング、そのときに、つばき

の森をうたったの実施をされたときに、参加者からツバキ全然ないじゃないかというようなことが声が上がったということも聞いておりましたものですから、今後は鎮西山に関しては、ツバキをシンボルマークとして取り扱うことも決定したというような経緯もあるものですから、ぜひ皆さんが本当に楽しんでいただけるようなことでの植栽をしていただきたいということをお願いして、この項は終わります。次をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、同じく委託料で御質疑ございましたタウンチャンネル運営事業委託料でございます。

こちらは、平成27年度に国の交付金を受けて光ボックスを購入いたしまして、昨年度は行政情報を配信できるシステムの構築を行ったわけでございますが、こうしたハード整備に基づきまして、今年度は地域の情報をコンテンツとして作成をして提供していくと。いわゆるタウンチャンネル運営事業というものを委託をしようと。

これは、他の自治体におきましてはケーブルテレビというものがあるところもございまして、そうしたところでは、やはり地域に特化したコミュニティチャンネルと呼ばれるものがございまして、ケーブルテレビ局がそういった運営事業を担っているというケースが多々ございます。本町に置きかえますと、やはりそうした運営事業を補う事業者なりがあったほうがいだろうということで、今回、このタウンチャンネル運営事業、動画の撮影、動画の配信にスキルを持つ事業者に委託をしたいと、こういうことで予算を計上しているものでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この関係について、まず、関連することでございますので、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、今、課長もちょうと触れられました光ボックスを町で準備をして、それぞれに無償貸与でどうぞということとされておりますけれども、今現在どの程度出ておるかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ちょっと今手元に正確な数字を持ち合わせておりませんが、恐らく百数十程度で、余りふえてはないという状況でございます。

今回、この運営事業委託の中でも、光ボックスの配布の推進について、委託の範疇に含めてやっていきたいと思っております。また、町役場のほうでも、これまで配布を希望される方に窓口に来ていただいて貸与をするという対応をしておったんですけども、例えばメールとか電話でお届けをするというようなことも、ちょっとなるだけ配布が進むように、そういったことも視野に入れながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今ちょっと触れられましたが、準備の個数は約1,200個のうちで、今、百幾らという数字を上げられましたが、ほとんど進んでないですよ。もうこういうことは本当、実際、足元のことについて皆さんにすぐ情報提供するというはとってもいいことだと思うけれども、なかなか進んでない。やはり今言われたように、希望される方が役場においでになって初めてそれをするというふうに、いわば町の姿勢ですよ。じゃなくて、やっぱりこっちから積極的に働きかけをして、どうぞこういうふうでやりますよ、だから、どうぞそれを設置してくださいという積極的な働きかけが当然必要だと思います。ですから、今言われたように、電話とか等々でもいいでしょう。

と同時に、今度は例えば大字ごとでもいい、各地区ごとでもいいけれども、こちらから出向いて行って、どうですかというようなことをする必要がありはしないかと思えます。ですから、さっき言ってもらったように、できるだけもうそういう、こちらから積極的に皆さん方に設置をしてもらうような努力をぜひお願いしたいと思えます。

それと、今回の運営委託という形でございますけれども、それに今、ケーブルテレビの話 ちょっと触れられましたけれども、そうすると、例えばケーブルテレビあたりをちょっと振り返ってみますと、そこで、例えば取材活動をやってニュース的なものを制作して流すということもされていますが、今回そういうところまでやられるものか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思えますが。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

どういった内容を取材、撮影し、それを配信するかというところは、今まだ具体的に、これから検討していきたいと思っておりますが、今までの議論の中では、例えば高齢者の方なんかになかなか外出ができない方もいらっしゃる中で、であるけれども、やっぱり町のイベントがどういったイベントがあるかとか、どういった出来事があったか、そういったものを見れるというのもこのタウンチャンネルの機能であると思えますし、また、学校のイベントなんかも、ちょっと最近はお子さんの肖像権の問題もありますが、そういったものもクリアできるのであれば、そういったものもニーズはあると思えますし、とにかくそこはなるべく町民の方が関心を持っていただけるような内容を業者の方とかも協議をしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、高齢者の方、お年寄りの方のことにもちょっと触れられましたが、まさしくいろいろ、いろんなことであちこちお邪魔して話を聞いたりしていく中で、今現在、情報伝達としては、町民だよりとか、そういうやつでされてますが、なかなかお年寄りさんがそれを見られるのが、聞く範囲では少ないような感じもするわけですよ。そうすると、こういう印刷物を見る

よりかは、今言うテレビを見るという形が頻度としては高いと思います。ですから、今おっしゃったように、タウンチャンネルをきちんと整備して、そして、いつでもテレビをちょっとつければ、スイッチ入れたらすぐ上峰のかれこれがわかる。そして、例えば、こういうこともお年寄りさんに向けての対応をしますよというのを伝えてもらうことがぜひ必要だと思います。ですから、今言われたように、そういうことも十分加味してお考えと思いますので、ぜひなるべく早くそういうことができる形を整えていただいて実施をしてもらいたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

説明書の8ページ、目の施設管理費、その一番最終ですけども、節の工事請負費、この中で、庁舎南駐車場整地工事2,200千円ということが上がっています。これはその駐車場のことですけども、多分これは、その上峰町玄関口の駐車場がかなり満杯状態のときがあります。その辺の緩和するための工事なんだろうかなと自分では思っていますけども、それで間違いないでしょうか。

それで、金額にしたらそう大した金額やないので、どの程度の整地をされるのか、お伺いをいたします。

それと、9ページの同じく一番上ですけども、町有施設トイレ洋式化工事1,300千円ということですけども、これは何カ所ぐらいされるのか、お伺いをいたします。

それと、先ほど同僚議員からも質問がありましたけども、予約型乗り合いタクシーですね、これが乗り合い10人以下とかなっていますけども、地区によったら道路がかなり狭いところがあって、なかなか行けないところがあるんじゃないかと思います。

それと、タクシーの初乗りがもう六百幾らと、その半額としても、町民の方々の中には、その半額としても300円じゃちょっと高過ぎる、それやったら乗らんちゅう人もおんさつですね。そういうことで、どれくらいの稼働率があるのか、予測されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、田中議員、最後のページ数をお願いいたします。一番最後の質問の乗り合い……（「あ、それは」と呼ぶ者あり）債務負担行為のところですか。

○3番（田中静雄君）

そしたら、先ほどの健康福祉課に質問しましたけども、それはちょっと取り下げます。よろしいですか、とりあえず取り下げます。済みません。

○財政課長（高島浩介君）

私のほうから、田中議員御質疑の総務費の総務管理費の目の13. 施設管理費、こちらの中

の——8ページですが、15の工事請負費の庁舎南駐車場整地工事、それと、次のページになりますが、町有施設トイレ洋式化工事、こちらの2つについて御説明をさせていただきます。

まず、先ほどの庁舎南駐車場の整地工事ということでございますが、こちらにつきましては、議員のおっしゃるとおり、北側の玄関前の駐車場が大変、議会等々のときもですが、混み合うということで、南側の現在借地をしております砂利の駐車場のほうを整備をして、職員等々の車についてはそちらに駐車をするということで、移そうというところでの整備でございます。

整備の内容につきましては、借地ということもございますので、構造物等は設置できないということで、現在の草等が生えております。それと水たまりですね。あそこら辺を砂利を入れて、また敷きならしを行うという程度の整備を考えておるところでございます。

それと、町有施設のトイレ洋式化工事、こちらにつきましては、財政課の所管ということで、多目的集会施設のグラウンド、こちらのほうに屋外のトイレがございます。それと、地区の方に管理をお願いしておりますが、ウオーターランド江迎公園の中にもう一カ所、屋外トイレがございます。こちらにつきましては、うちの所管分ということでございますが、この2カ所につきましては、高齢者の方等もかなり要望が上がっておりますので、2カ所を洋式化にしたいというところでの工事費ということで1,300千円計上させていただいております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

そのの庁舎南側駐車場、町民センターでさまざまなイベントが行われますけども、特に雨降りなんかはどこに駐車しようかなということで、水たまりがかなり激しいんですけども、借地の関係で思うような立派な整備ができないんだろーと思いますけども、可能な限り、あの敷地内はかなり広いですから、全域にわたって有効活用できるような施策をこれからもお願いしたいと思います。

要望して、終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑は。

○7番（吉富 隆君）

ページ数は8ページでございます。目の10. ふるさと納税費、節の12番、13番で1点ずつ、内容等々について御説明をお願いしたいと。

それから、目の13の施設管理費の中で、委託料のところでございますが、三連水車ウオーターランド江迎公園の件でございますが、やっと腰を上げていただいて設計段階になったということで感謝申し上げさせていただきたいというふうに思っております。内容等々については御説明をお願いします。

まず、1点目の12番の役務費130,000千円という大きな広告料が上程されております。こ

の中身について、余りにも大きい数字が出ておりますので、説明方をお願いしたいと。

それからもう一点、委託料の中でふるさと納税CRM導入業務委託料15,000千円の件についても中身の説明をお願いしたいと。

それから3点目に、目の13. 施設管理費の中の委託料の江迎公園のウオーターランドの設計と内容等について御説明をいただきたいというふうに思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、8ページの款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の10. ふるさと納税費の中で、まず、節の12. 役務費、ふるさと納税PR広告料について御説明をいたしたいと思います。

このふるさと納税PR広告料につきましては、昨年度来、WEBプロモーション業務委託ということで、ふるさと納税の利用状況の分析ですとか、ページビューの分析ですとか、そういったものを業者のほうに発注をして、さまざまな分析をしていただきまして助言等をいただいております。

その中で、特に昨年度の末にかけてなんですけど、かなり自治体間の競争が激しくなっておりまして、当町の関係するサイトのページビュー、閲覧数も落ち込んでおりまして、受託業者のほうからは、このままではこれまでどおり多くの方に寄附をいただくのは難しいのではないかという分析が出ております。それで、その対応策としましては、いわゆる広告宣伝です。ふるさと納税に関する当町の取り組みですとか、返礼品であるとか、そういったのに関する広告宣伝に、やはり一定の規模の経費を投入すべきというような助言をいただいております。この金額が確かに一般的には大きいという印象をお持ちになるだろうと思います。

この金額につきましては、実は細かい経費を積み上げて積算したものではございません。これは特に民間のほうの広告宣伝費のかけ方というものの考えがございまして、一般的に流通業界では売上げの3%程度をこの広告宣伝費に充てるということを伺っておりまして、厳密に言えば、寄附でございましてそれとはもちろん違うんですけども、それに倣いまして、前年度寄附実績、およそ45億円ございましたが、この45億円の3%、きっちり130,850千円にはなりません。予算の制約もございましたので、おおむね3%と、このような考えで、まず、広告宣伝に充てる経費の規模というものを積算をいたしまして、それで具体的にはさまざま、テレビですとかインターネットであるとか、新聞、また鉄道の駅の構内であるとか電車内の広告、さまざま媒体がありますが、こういった媒体にどういった配分で広告を出すのかという点については、これはかなり専門性、また広告に関するスキルが要求される分野ですので、そこは業者選定をして、その業者のほうと御相談をしながら、そこは決めていきたいというふうに思っております。

この件は以上です。

続きまして、よろしいでしょうか。（「一点一点いきましようか」と呼ぶ者あり）ああ、

一点一点。はい。

○7番（吉富 隆君）

本当に130,000千円というのは大きな金額だろうと思います。

その中で、納税PR広告料ということになってまして、広告をどのようにされるんだろうか、130,000千円もかけてと。この130,000千円の根拠というのは、寄附の金額の約3%だということのようでございますが、その3%という根拠は、まだちょっと理解できない。

僕は、ふるさと納税に力を入れてあるなという認識は理解しております。やはりどんどんふるさと納税に力を入れていただいて、財源確保のためには必要不可欠だろうというふうに理解はしておりますものの、余りにも130,000千円、ちょっと大き過ぎるんですね、本当に。効果は別として、前に進むことは大事なことだろうというふうに思います。30%等々の問題等々もあるだろうし、やはりこれは町と町の競争ですから、やらざるを得ないだろうというふうに思いますが、余りにもこの金額が大き過ぎて、広告ですから、どのようなことをやっていくというのはある程度はわかってあるのではなかろうかと思うんですが、その辺について、わかる範囲で結構ですけども、御説明をお願いしたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ただいまの御質問の中で、確かに金額は大きいというふうに私も認識しておりまして、分析の業者からは確かに一定程度以上の広告宣伝費、これに予算を投入すべきという助言はいただいたものの、どのような規模の予算が適切かというところは随分悩みました。

その中で、最初は通販業界の例を参考にいたしました、通信販売ですね。通信販売の場合は売り上げの2割ということで一般的に言われておりまして、売り上げの2割でこれを単純に当てはめると、45億円で当てはめると9億円ぐらいになりますので、ちょっとこれはさすがに、これは感覚的なものでございますけども、それには多過ぎるだろうというところで、ただ、やっぱり金額も根拠がなければ、それは御相談もできませんから、したがって、流通業界というものを参考に今回3%ということでもさせていただいたわけですけども、内容的には、この広告宣伝というのは、ターゲットが大きく2つあるだろうというふうに考えております。

1つは、先日の答弁でも少し触れましたが、リピーターをふやすという意味で、これまでに本町に対して寄附をいただいた方、この方をきちっとケアをして、また寄附をいただくような関係づくりといいでしょうか、そういったものが必要というのが1点と、それからもう一つは、新規にふるさと納税をやってみようとか、これまで本町にしたことがないけど、やってみよう、こういった方を掘り起こす、こういった意味での広告宣伝というものがあるというふうに思っておりまして、2015年のある調査結果では、全人口の10%程度ぐらいいしか、まだふるさと納税の制度が利用されていないということでございますから、まだまだ——どう言えばいいでしょう、伸び代はあるという中で、やはり新規開拓というのは相

当まだ、これはウエートを置いてやっついていかないといけないという中で、このふるさと納税PR広告料というのは、新規の寄附者を獲得するための広告宣伝料と、こういう位置づけで、この新規の方を獲得するためにどういった媒体でどのように広告を出すか、そこはもうまさにプロの方に御相談して、具体的には決めていく事柄であるのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ふるさと納税につきましては、私はどんどんやっていただきたいというふうに考えております。しかしながら、余りにも大きい数字なんですよね。

ところで、やることに僕は反対というようなことではございません。やるからには相乗効果というものが、130,000千円にしたというのは、効果というのは、どのように見込みをされておるのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

確かにこのように多額の、いわば投資をするわけですから、その効果、リターンを当然期待をするわけでございます。

それで、分析を行っている業者とも大分この件で話をしましたが、やはり定数的にこれだけ投入したからこれだけの効果があると、きちっと具体的な数字を上げるというのはなかなか実際には難しゅうございまして、ただ言えるのは、PR広告に力を入れなければ間違いなくこれは、上峰町の順位というか、ポジションは下がると、何もしなければですね。ただ、広告宣伝に力を入れて、必ずそれがリターンを生むと。もちろん保証はありませんけども、それをしなければ必ず落ちるというところで、もちろん効果を生むために精いっぱい頑張っ取り組みを進めていきますけども、ちょっと具体的な効果を数字として今現時点では持ってはおりません。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そういうことであるとするならば、ある程度冒険も、これは必要だと思います。

私はこう思います。いろいろな右肩下がりのことも視野に入れてあるだろうというふうに考えます。29年度においては40億円を目標を立ててありますよね。もうこれ、40億円を達成するために130,000千円投資してもいいんじゃないかと僕は思いますよ。僕は十分それで相乗効果はあるもんだと思います。そうでしょう。そういった目標ぐらいは、室長さん、きちんと立ててくださいよ。内容的に、今、競争の世の中ですから、どこもここも行政はやります。新規事業としてやるということはいいことやないですか。だから、40億円を目標にしてくださいよ。ぜひとも29年度は40億円の寄附をいただくというようなことで目標設定をしていただきたいんですが、どうでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

これは当初予算の段階からすれば、40億円を、それはきちっと目標を立てて、当初の予算段階からそういうふうにしております。その後、総務省通知でございますとか、さまざま状況の変化はございましたけども、もちろん40億円は引き続き目標としておりますし、また、それ以上を目指して、いわゆる頑張っていきたいと、こういう決意でおります。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、室長さんの御答弁をいただき、安心をいたしました。ぜひとも、僕は40億円あれば相乗効果はあるものと、こう思っておりましたけれども、40億円以上を目標に立てて頑張るといことでございますので、ぜひとも慎重を重ねた上で御粗相のないようなことでお願いを強く要望して、私の質問を終わります。

次に進んでください。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、同じく目の10. ふるさと納税費の中で節の13. 委託料、このうちふるさと納税CRM導入業務委託料でございます。

これに関しましては、先ほどの説明でも触れましたとおり、広告宣伝には2つ種類があると申し上げましたが、こちらのCRMにつきましては、リピーターをふやすための広告宣伝というふうに御理解をいただければというふうに思います。このCRMというのは、カスタマー・リレーションシップ・マネジメントといいまして、民間でいうところの顧客との関係を管理するという、顧客管理のためのシステムを導入するという業務でございます。

具体的には、これまでどういった方、どういった属性の方が、それは性別とか住所とか、そういったデータがございますが、そういったものを管理をして分析をするといったことや、また、これまでお電話とかメールで、やはりやりとりございますから、どういったやりとりがやっているか、そういったものを具体的に分析をしながら、どういった返礼品が人気があるのかとか、また、どういったものがリピートがやっているのかとか、詳細に分析をするといったこと。またもう一つは、やはりどうしても一定程度クレームや問い合わせというのがございます。クレームまでいかななくても、ちょっと御意見をいただくこともございますが、そういったものを、やはり内容をきちっと把握をして整理をして分析をしていくと、こういったことがきちっと対応すれば、そのときに、その対応いかんによっては寄附者の方の本町への信頼とか満足度も高まると。こういったことで、そういった対応ができるようなシステムの機能を追加すると。

また、ふるさと納税の返礼品の、例えば新しい返礼品が掲載されたとか、また、それに伴って上峰町に関するさまざまな情報もあわせて提供するとか、そういった形で寄附者の方と本町との関係を構築しながら、やがては本町に対する愛着とか、そして、行ってみたい、

住んでみたいと、そういったところまでつなげれば、それが一番理想かなというふうに、このように考えて、この経費をお願いをしているものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

単純に、リピーターをふやすというようなことは、もう結構なことだだと思います。いろいろ御説明いただきましたけれども、行く行くは上峰町に住んでみたいとか、いろいろな含みはあるようでございます。しかしながら、私は全国で1,700強の自治体がある中で、きのうもちょっと触れましたが、ふるさと納税、赤字の自治体がありますよね。相当の数があります。撤退しているところもございます。だから、そういったことも視野に入れた上で、これだけの大型予算だろうと僕は思います。

これが赤字になるようなことになると大変なことに上峰町はなるので、そこの辺については、議会もやっぱり協議をしながら、報告方々も結構だと思うんで、やっぱりいい議員さんばかりなんで、こうしたらどうかという意見も出てくるでしょう、今後。そのコミュニケーションもやっぱり視野に入れてとっていただきたいなと思います。これ、よほど慎重にかかっていかないと、このふるさと納税に浮かれている時期ではもうないと思います。

国会、見てくださいよ、安倍さん危なかもんねという声はあります。これ、余分かもしれません。そうしたときに、もしそんなことがあったとするならば、ふるさと納税どうなるんだろうかという心配事も僕はあります。

アメリカの、世界の警察官であるトランプさんの問題も、問題が大きいですね、いろいろと。乗り越えられると思いますが、そうしますと、大きく経済、世界が変わるであろうと僕は思っています。そのときに踏まえて、町長頑張っておるように、やっぱりうちの財源確保のために頑張っておられるから、僕はこの大きな予算計上にもいろいろと申しません、やってくださいと、こう言っているわけ。そういった含みは僕は持っています。

ぜひともこれは粗相のないように、慎重かつリピーターをふやすということに専念をしていただく。そうすることによって町の潤いは出てくるだろうし、しかしながら、室長さん一人ではなかなかできないだろう。業者、幾つもあるんですよ。業者さん、委託業者は。もうちょっと創生室に、今、病気で休んであるけん、お勤めになれば、そういったことも視野に入れて行動はされるものと思いますが、やっぱり入り口間違うと大きな問題に波及しかねない心配を僕は持っています。

上峰ではないだろうというふうに思いますよ、ないだろうと。しかしながら、またふっと上峰に27年度幾ら残るかというお話もしたけど、やっぱりきちっとした回答は出ていない。というのが、上峰町民の皆さんも、寄附をしてある、他町に、町にもあるかもしれません。そうすることによって、うちの税収というのは減るんですよ、財政措置が還元されますので。そういったことも視野に入れたところでのPR活動も必要ではなかろうかなというふう

に思いますので、そこら辺も視野に入れたところで慎重に前向きに努力をしていただきたいというふうをお願いをして、この項を終わります。

○財政課長（高島浩介君）

私のほうから、同じく8ページのほうですが、目の13. 施設管理費、その中の委託料の三連水車ウオーターランド江迎公園水車設置工事設計業務委託料ということで、内容のほうを御説明をいたしたいと思います。

こちらの三連水車につきましては、老朽化のため取り外しをされまして、ちょっと長い年月がたっているということで、議員、地区の皆様から、ナビにも三連水車が入っているばいということで、早うつけんかいということをお分御指摘を受けておったところでございます。ちょっと財政的にきつかったんですが、今回ちょっとつけさせていただこうというところで設計を上げさせていただいたところでございます。

議員御質疑の内容についてでございますが、一応、地区の役員さん等々が要望ということでも来られまして打ち合わせをした中では、従来の水につけるタイプの水車では、もうかなり腐食するということと、ポンプがもう実際、くみ上げて水を流しておりましたが、壊れているというところで、現実的には、中央にちょっと川的なものをつくってあります。そちらにオブジェ的に今回は水車を設置しようというところで、今、地区の皆様からはお話がされているというところでございます。これは設計が認めていただいたら、そういうところで、できるだけ多く要望を取り入れながら設計に入っていきたいと思います。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

私はこれ、一般質問でも町長にお願いした経緯がございまして、ナビにも出ています、これは。やっとなんか腰を上げていただいたことにはやっぱりありがたく感謝を申し上げさせていただきたいと。ぜひともできれば現況を復旧していただきたい、ナビに載っているからね、と思います。

ただ、管理は地元の方にお願いをせざるを得ないだろうというふうに考えます。そうしたときに、よく地元の方は掃除等々をもうされているようでございますから安心はするものの、やっとなんかして三連水車ができ上がるということで、もうありがたいことだなと。しかし、財政厳しかったばってんというお話を課長されますけども、財政苦しか折にも、いろいろ議員さんが、こうやれ、ああやれというのが議員の仕事ですから言わせてもらいますけれども、この設計は、私は議員の皆さんの理解があるものと思っておりますので、ぜひとも先に進めさせていただきたいと強くお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

12ページ、款の3. 民生費、1の社会福祉費、3の老人福祉費、節の19番、負担金のところに町老人クラブ連合会事業補助金1,000千円という金額が上がっております。2月の当初予算のときに、同じく老人クラブが行う健康づくり事業ということで772千円、もう既に介護予防費ということで上げてありますが、今回のこの議会の中でこの話も出ておまして、温水プールの利用券と入館料というふうにお聞きして、プール利用料が400円で入館料が500円ということでお聞きしてたと思いますが、温水プールの利用に当たっては、転倒予防や運動機能推進のための活動促進ということにされてるようです。

ですが、温泉の入館料と、そのこのプールの入館料とって思っていましたらば、温泉利用券購入ということで500円上がっているようなんですが、昨日は同じ場所の入館料とプールの利用料と一般質問のときはちょっと私聞いてたんですが、別物でしょうか、その500円ちゅうのは。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

今回の1,000千円の方、老人クラブ連合会補助金に関してなんですけれども、こちらについては、先ほどプールの関係ですね、プールの利用券購入として単価が400円ですね。あと、温泉施設の利用料として単価が500円ということですので、プールと施設はちょっと別物という形で御理解いただければと思います。

これは理由として、生きがいと健康づくり事業の部分とちょっと対比されたような形で御質疑があったかと思っておりますけれども、こちらは老人クラブ連合会によります会員確保のためのインセンティブという形に理解をしております。そういう形の事業展開を図りたいという趣旨でございました。温泉プールでの負荷がかかった状態での歩行訓練とか、あとは筋力、心肺機能の維持向上も図りたいと。また、温泉施設を利用した温熱効果による作用、あるいは将棋等を活用した知的刺激を与えることによる認知症予防という、老人クラブ自体の創意工夫によるそういう取り組みをすることによって、生きがいと健康づくりとは別に、手法といたしまして、会員数の増加、ここをちょっと目的としているところがございますので、そういった事業内容を評価したところでの予算計上とさせていただいている旨、御理解いただきたいというふうに思っております。

○5番（漆原悦子君）

今、内容は理解できましたが、温水プールの利用券ちゅうことで1,000枚予定してあるんで、老人クラブの会員さんがそれぐらいいらっしゃるんだろうと私は今思っておりますけれども、単純に計算すると、1人1枚当てですよね。温水プールに行くには水着が要ります。今まで、自分たちのお母さんを考えてください。今からあえてプールに行くのに水着を買って、1回400円の利用をするために行きますか。その辺を考えると、ここの中にあるように、転倒予防とかありますので、そういう負荷もいろいろ書いてありますが、おたっしや館にも

転倒予防もありますし、予防教室もしてありますし、サーキットもあります。それから、3B体操とか筋力向上のトレーニング等もされてあって、地区からの申し込みでも利用できるようになっているかと思います。何でもやって、そりゃ、いいことですよ、とても。だけど、これは多分、温水プールは町内にありませんので、町外にこのお金は落ちていくものだと思います。温水プールがどこか知りませんが、これももしかしたら町外とすれば、町外に大きなお金が出ていきますので、もっとおたっしゃ館とかを利用して、地域の皆さんに、そこを利用したら入館券とかサービスするから使ってくださいとか、そういうふうな利用のやり方もあっていいのではないのかなと思いましたので、ちょっと質問をしたところです。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

いろいろ御提案も含めたところで、ありがとうございます。町内の施設を利用していただければ、その分、効果もあるだろうという御指摘だったかというふうに思います。町内の利用ももちろん含めたところでの老人クラブからの御提案かというふうにも思っております。ただ、プールの利用券については、確かに町内にプールの施設というのは屋外プールしかちょっとございませんので、屋内ということになると町外になるだろうというふうにも思っております。その辺も老人クラブはある程度見据えたところでの今後の活動展開になるのではないのかなというふうには思っております。ですが、そういったところを一応評価したところでの計上をさせていただいているところでございますので、御理解のほうを賜りたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

老人クラブさんがいろいろ事業されているのはとてもありがたいんですけども、老人クラブに加入されていない人も結構いらっしゃるわけですね。地区によって加入が余りない地区とかもありますし、いろんなことがあるので、できれば町内のある程度の年齢以上のの人に、こういうふうな利用ができるようなことも考えていただけたらもっといいのではないのかなと思っております。これは希望としておきます。全員が、そこに加入した人だけがもう特典というわけじゃないですけど、1枚ずつ、利用するされないは別にしても、やられるのかなと。

ただ、私が単純にそれを聞いたときに、ずっと行かれるならいいんですけど、1回のために水着を買って行きますかって、私、正直言って思ったんですよ。どのくらいの方がスイミングとか行っていらっしゃるか知りませんが、そういう方は別にして、今まで多分、ある程度の運動からも離れていらっしゃる方が多いんじゃないのかなと思いますので、その辺を考慮して、予算計上したりなんかするときにも、その辺まで深く入り込んで検討していただけたら、町としても、担当課として——と思いましたので、一応よろしく願いしておきます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

水着の件に関しては、こういったところも今後老人クラブのほうとはよく話をしていきたいとは思っております。会員数の増加を見込んだ自発的取り組みという形に今回理解しているところではございますけれども、今後、老人クラブというのは超高齢化社会に向かって牽引役としていろいろと基盤整備をしていただく中核となるような組織というふうに認識をしております。ですので、こういった事業の取り組みを踏まえて、こういったのを礎として一つの動機づけと考えて、今後そういった基盤整備というのに絡めて期待をしていきたいというふうに考えているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

9ページをお願いいたします。

国際交流費の中で、13の委託料で国際交流推進事業委託950千円組んであるわけですが、ことしのこの中身はどのようなものを教えていただきたい。

それと加えまして、昨年の中学生子ども議会の折に生徒議員のほうから、韓国との交流はもちろんだけれども、英語圏との交流もぜひお願いしたいという要望があっていたかと思えます。その辺についても検討はされているだろうと思えますけれども、加えてその辺についてもどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

大川議員からお尋ねの件でございます。9ページの国際交流費の中の節の13. 委託料、国際交流推進事業委託料でございます。今年度の事業の中身ということでございますけれども、今年度は韓国のヨジュ市側から訪問団を当町のほうに受け入れをしたいと考えております。時期といたしましては、今後、ヨジュ市側と協議をしながら決めていきたいと思っておりますが、11月を一つの目途として受け入れをしたいと考えております。

それから、韓国以外の特に青少年交流というんでしょうかね、そういった分野については、やはり教育委員会ですとか学校のほうで基本的にはそこは主体的に検討されるべき事柄であるというふうに考えておりますので、そういったところを踏まえながら、創生室のほうでも支援等やっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今年度の中身についてはわかりました。

それと、先ほど答弁いただいた、そのほかの国、英語圏の国々ということでもありますけれども、皆さん御案内のとおり、駐車場の中央にイングリッシュオークの植栽をしていますよね。あれは日英同盟100周年記念の記念行事としてイギリスの福岡領事館の領事さんがおいでいただいて植栽したという流れがございます。ですから、そういう御縁もあるものですから、もしそういうことで、例えば、イギリスとというようなことも交渉といいますか、協議をしていけば可能じゃなかろうかというふうな感じがするわけですが、先ほどは教育委員会もという話がありましたが、教育長どうですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま大川議員のほうから、学校、英語圏との交流をということで御案内いただきました。さき子ども議会ของときにも答弁させていただきました、現在、小学校のほうでスカイプというパソコンのソフトを使って海外と英語での交流を進めていることがあります。そういうことを使って英語圏とのパソコンを使っての交流などを学校のほうには提案もいたしました経緯もございます。学校のほうで時間外の部活動とか、そういうところになろうかと思っておりますが、そこで外国との交流についてお話をいただいているところでございます。

また、イングリッシュガーデン、以前も御案内いただきましたとおり、福岡にあります英領事館等と以前、ちょうど私の子供がその時代おりました。この関係も今は少し切れておるところもございます。今後、例えばALTにつきましても、今、外国から来ていただいておりますが、そういう方たちの手法も通じて英語圏内との交流についても深めていければというふうに考えております。今後ともよろしく願いいたします。

○8番（大川隆城君）

子供たちのそういう希望をやはり大事にしてもらいたい、そういう意味合いからも今後十分なる検討をしていただいて、できれば実現をするようにお願いして、終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（原田 希君）

今の関連でちょっとお伺いしたいんですけど、ちょっと正式な名称がはっきりわからないんですけど、国際交流の推進委員会か協議会かというのがたしか議会からもメンバーでどな

たかが入られて、国際交流に関する会議があったと思うんですが、国際交流に関して、その会議自体開催されているのかどうか。あんまり開かれていないんじゃないかなという感じを受けるもので、そこら辺ちょっと答弁お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ただいま原田議員から御質疑ございましたように、国際交流、正式名称ちょっと今失念しましたが、国際交流推進のための委員会というのがございます。これは国際交流を進めていくための町長の諮問機関というような位置づけの委員会でございますけれども、国際交流を推進するに当たって協議すべき案件があったときにはこれを開催して、その中で協議をするというような位置づけになっておりますが、私が把握している範囲では、ここ数年は開催をされていないということかと認識をしております。

以上です。

○9番（原田 希君）

韓国以外の英語圏での交流をというような話とかもいろいろ国際交流を活発にやるべきだというようなお話もいろいろ出てきていますので、そういったところも活用して、皆さんのいろんな意見を集約するというのも交流活性化の一つの方法ではないかなと。せっかくそういった会があるのであれば、活用すべきじゃないかと思うんですが、そのあたり町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

国際交流につきましては、かねてから活発な交流促進を議員の皆様方から御指導いただいていることを承知しております。と同時に、私自身、リング・フランカというような考え方があって、アジア圏の人たちはやはり本当の英語圏の人たちとしゃべるときにプア・イングリッシュだとちょっと臆するところが出て、苦手意識が出てくるところもあるんじゃないかという考え方もあります。アジアの人たちが堂々と自分たちに自信を持って自分たちなりの英語をしゃべっていくことこそが私は大事だという考え方を持っておりましたが、同時にきれいな英語で圧倒されない環境でそういった交流ができれば、検討の余地あるというふうに思っておりますので、この点は考え方をちょっと担当課とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（漆原悦子君）

11ページの目の1. 社会福祉総務費の節の19. 負担金のところに多世代交流食堂運営事業補助金550千円とありますが、この中身を教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

多世代交流食堂運営事業補助金に関する御質疑かと思えます。

趣旨といたしましては、経済的事情、または家庭の事情などによりまして、個食などの課題を抱える者たちが食事及び団らんなどを通して社会との接点を設けつつ、共食を推進していこうというものでございます。それによりまして、健康状態、栄養摂取及び精神的健康と食生活習慣の確立を行うことに加えまして、食事を通じた地域における多世代交流拠点の整備を目的として、地域団体等が行うモデルとなる多様な取り組みに対する補助金の交付とされているところでございます。いわゆるこども食堂と言われるものへの補助金ではございますが、子供のみを対象とするのではなく、子供も通える食堂というふれ込みで多世代を取り込むイメージを持っております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

こども食堂への補助金ということと今お答えいただきました。上峰町にもこども食堂はあるわけですし、私も数回、現地へ行って食べさせていただいたことはあるんですが、先ほど課長言われましたように、子供だけじゃなく、今から高齢化社会になってきますので、高齢の独居老人の方もこれからどうしていこうかということで、そのオーナーさんに言わせれば、老人さんを取り込んだ高齢の独居老人さんも来られるようなやり方をしてくださいと県のほうの会議とかで言われたと言っていましたので、すごくありがたいと思いますけど、お金を出すだけじゃなく、バスの——今現在、日曜日ですので、ちょっと無理ですけど、時間帯も検討はできませんかと私もお願いしたことがあるんですけど、バスの乗り入れ、足がない人が多いと思います、そういう方に関してはですね。だから、バスの乗り入れ、それから全国から無償の商品を取り集めて使っていっちゃいます。赤字の部分は自費でということでお聞きしておりますので、その辺、町内でも要らなくなったと言いませんけど、商品化にならないようなお野菜とか、そういうものを、普通は食べられるんだけど廃棄されているとか、そういうのがあろうかと思っておりますので、そういう方たちへのPRをしていただいて、商品の取り寄せ等も町で絡んで何とか協力をしていただけたら助かるかなと思っておりますが、ただお金をやるだけじゃなくて、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

補助金のほうとしては、今回、議決をいただければ、今後支出していくような形で一応要綱案のほうを確定させてというような状況になっていく形になるかと思っておりますが、それ以降の協力体制につきましては、実際、補助申請をされる事業者の方とも申請される段階でのヒアリング等々行いますので、そういった中でどういう点が力を置きたいとか、どういう点が力が足りないのかとか、そういったところも聞いて確認をした上で、いろいろと中身について検討させていただきたいと思っております。

また、広報等の媒体につきましても、さまざま町のほうではございますので、そういった手法も絡めた中で、いろんな形で支援できるような形を模索していきたいと、このように考

えております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思いますが、本当に地域の方が少しでも協力していただけると、そういう子供や老人の方たちも助かろうかと思えます。もう、上のほうにありますので、正直言って、ミートフーズの華松さん、本当に高いお肉を寄附していただいたということで、お店の店頭で、どこから寄附をしていただきましたということを毎回書いてありますので、その辺も見られたりして、もしよかったらその現場に皆さんも行って、どうことができるのかなということを見ていただければと思いますので、PRのほう、協力体制よろしく願いをしておきます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ありがとうございます。事業をする上に当たっては、いろいろな観点から見て、協力できるところに関しては御協力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（吉田 豊君）

説明書の7ページの上のほうですが、節の18の備品購入費で450千円ほど予算計上されております。総務課と建設課の公用車ということなのですが、今、軽でもホンダのN-BOXは2,100千円ぐらいするんですけど、どういう車種の車を購入されるのか、それをお尋ねします。

それから、同じページで、先ほど同僚議員からもありましたが、つばき植樹等業務委託料なのですが、最近の予算は大抵委託料が目立つんですね。だから、委託することによって職員さんの責任逃れをされているような気もするんですけど、方法をもう少し考えたほうがよろしいのではないかというふうに私は思います。

例えば、その植栽のけんを24地区に割って、どこどこの森、どこどこ区の森というふうに区分けをして、その住民の協力を得て植栽をすれば、今後の維持管理、あるいは鎮西山の登山にも住民の方がより登られるような状況になるのではないかというふうな方法ももう少し検討していただいたらいいんじゃないかなど。説明の中では10月ごろに恐らく業者委託という形で説明を受けたんですが、委託すれば何も職員も責任逃れができるじゃなくて、実際の効果を上げるためには、そういう方法もやはり検討すべきじゃないかというふうに思いましたので、考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、13ページ中ほどの環境衛生費の中で13. 委託料、5,500千円の空家対策業務委託ですが、空き家が大体100件程度あるという報告を受けておりますが、どのような業務を

委託されるのか、その委託内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、その下、14. 使用料及び賃借料で監視カメラのリース料が上がっていますが、新たな不法投棄の場所が上がって監視カメラを設置されるのかどうか、それをお尋ねします。

それから、次、17ページ、一番上の土木費のところの建設課関係システム構築業務委託料なんですけど、どういうシステムを構築されるのか、内容について報告をお願いしたいと思います。

それから、19ページの一番下、19. 負担金、補助及び交付金の消火栓等設置工事負担金5カ所分ということだったんですが、設置場所がどこどこかを報告をお願いしたいと思います。

それと、22ページの上のほうの目の教育振興費の節18. 備品購入費、これは中学校吹奏楽部の楽器の購入、買いかえというふうにちょっと聞いたように記録をしていますが、全ての楽器を買いかえられるかどうか。というのは、一部古いものを残しておく、新しいものに上級生がそれを使うために、そこでまた原因が発生していじめの対象にもなりはせんかというふうなちょっと不安もありますので、必要なところには思い切った予算を投入してでも私は全部新品に買いかえられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういうふうな意見を申し上げております。

それと、26ページの一番最後なんですけど、ここにも社会体育施設備品で1,421千円上がっていますが、購入備品は大体どういうものを買われるのかをお知らせいただきたいと思えます。

以上です。

○財政課長（高島浩介君）

私のほうからは、吉田議員の御質問、7ページのほうの財産管理費、この中の18節の備品購入費について御説明をいたします。

公用車のことをまず言われましたので、公用車につきましては、現在購入を考えておりますのが総務課と建設課、こちらのほうにプロボックスとカローラというところで2台、普通車のバンタイプのもので配備をされております。こちらにつきましては、平成14年からリースをしておりました。15年を経過しておりました、今回買いかえというところで、車種につきましては、同等のトヨタのプロボックス等を舗装等のレミファルトの積みおろし等と、総務課につきましては選挙等でかなり荷物を運ぶというところで普通車のバンタイプを2台購入というところで予定をしております。

4,500千円と言われましたので、上のほうの財産管理備品、こちらの300千円につきましては、今回、新採のほうを6月でまた試験をして採用されるというところで、そちらのほうの机、椅子、またインサイドボックス等の備品を見込んで備品を300千円計上させていただいているところでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、7ページの目の6. 企画費、節の13. つばき植樹等業務委託料について説明をいたしたいと思います。

吉田議員のほうから委託料が多いのではないかという御指摘ございましたが、皆さん御案内のとおり、社会経済の状況は複雑化する中で行政へのニーズというのは多様化しておりますので、そういったニーズに限られた人員で対応するためには、どうしてもこのように外部の民間企業であるとか団体に業務を一部お願いするという、このような委託の形態が必然的に多くなっていると、このように認識をしております。ですから、決して責任逃れとか、そういうことではございませんで、限られた人員、それからノウハウの中で最大限の効果を生み出すためにこういう植樹に関しては苗木や成木の調達、また植樹に必要なスコップ等のそういった物品の調達も必要になりますので、そういった部分はやはり造園業者をお願いをしながら、ただ、そこは全て業者の方にお任せするということではございませんで、住民参加型のイベントにしたいと思っております、住民の方への呼びかけ、またボランティアで参加したいという企業からの申し出もございますので、その辺の調整はきちっと役場のほうでしながら、議員がおっしゃったように、住民参加型のイベントにして、鎮西山にあわせて親しみを持っていただけるような、こういった植樹にしていきたいと考えております。

以上でございます。（「わかりました。次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○住民課長（福島敬彦君）

私のほうから、先ほどの吉田議員の御質問でございます款の4. 衛生費、項の1の保健衛生費の中の目5でございます。環境衛生費の13. 委託料の空き家対策の委託料の内容ということでの御質疑でございます。

この内容につきましては、今回、まず空き家等の上峰町、以前、区長様等で御協力をいただきまして、調査をしていただいた経緯がございます。そこをもとにしまして、今度は空き家等の実態調査のピンポイント調査、このピンポイント調査の中には当然不動産鑑定士等が入ります。そして、一般質問等でもちょっとお答えをしましたが、ランクをつけていくというようなピンポイント調査をまず1点行いたいと。それから、現地調査の基準の策定、要するにランクをつけまして基準を策定して、どういった方向性に向けていくかの基準策定。それから、最後にまた、今度は空き家バンク等の策定に向けました各個人に向けます意向調査票を作成しまして、所有者特定をできましたところで意向調査を全部に発送をしまして意向を調査する。そして、最終的には報告書を策定しましてシステム化を行うという業務委託でございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

鑑定士を含めてランクづけをするという、そのところは確かに鑑定士の委託に必要と思いますが、実態調査が終わっておれば、所有者も多分わかっていると思うので、これだけの金をかけんでも職員の中でもできるような感じがするんですけどね。データベース化するぐらいは、1番から100番まで番号とって、どこどこにどういう土地家屋があって、所有者が誰と誰だという、含めていけば、賃貸料なり売買料が幾らぐらいということ聞き取りして、それをパソコンに入ればもうデータベース化はすぐできるじゃないですか。

だから、参考にするのは鑑定士の鑑定結果ですよ。だから、鑑定士の委託料だったらわかるんですけど、5,500千円も組んであるんで、職員でできることはある程度職員でしてもらわんとですね、全て委託に回して何もせずに、できたものをただ管理するということじゃなくて、当然、職員の仕事としてやれるべき内容についてはやってもらわんといかんのではないかというふうに思いますが、課長、どがん思うですか。

○住民課長（福島敬彦君）

全くおっしゃるとおりでございます。専門家に任せるところは、やはり専門家に任せる。それで職員、当然環境の職員、限られておる職員でございますので、その中で、一般質問等でも申しましたとおり、協議会の設置等も同時に進行していくということでございますので、そういった中で基準の策定等も含んでおりますので、職員でやれる分に関しては、当然職員でやっていくという意気込みでやっていくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

お願いですけど、限られた予算を有効に使うという観点からいけば、職員でできるものについては職員でやってもらいたいというふうをお願いをして、終わります。

○住民課長（福島敬彦君）

続きまして、同じく目の環境衛生費の中の節の14、使用料及び賃借料でございます。監視カメラはどんなものかという御質疑だったと思います。

今回、昨年度まで佐賀県より監視カメラを鳥越地区のほうへ設置していた分を県から借りる状況で貸借をしておりました。約3年弱ぐらいの貸借期間が実際ありまして、県のほうからもほかのところにもちょっと不法投棄地区が出るということで返却のお願いが来ましたものですから。しかしながら、やはりカメラを一旦とってしまうと、どうしてもまた不法投棄という形が発生するという可能性が非常に高うございますので、一応今回設置する分に関しましては、買い取りにするか、またはリースにするかということでまず大分うちのほうでも協議をしまして、カメラに関しまして、かなり、買い取りましたらやはり故障の原因とか、そういったこともいろいろ、今度は高額な修繕費等が発生する可能性がございますので、今回につきましては貸借という形をお願いをするところでございます。

ソーラーのエコウォッチャーということで、一応電気につきましてはソーラー式の分でや

ろうということで、全天候型。ソーラーによって、バッテリーをちゃんと設置をしまして、バッテリー補充について24時間体制の監視ができるというカメラでございます。二眼カメラで広角式望遠という形で、かなり精度も高いものになっております。赤外線装着で夜もきれいに映るというカメラでございます。そういったカメラの利用によって、今回、ぜひ不法投棄の未然防止ということで活用させていただきたく予算計上をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の御質問であります17ページ、上から2段目、建設課関係システム構築業務委託料18,404千円ということですが、これについては、以前に路面正常検査の折に納入されましたシステムにおきまして、去年からですけれども、税務課の国土調査のデータ及び航空写真のデータを取り込み、さらにその中に道路台帳、画像も含むんですけれども、あと下水道台帳のデータ等々、建設課関係で持っているデータを全て取り込んだところで、窓口に来られた方に即座にどういったところにどういうものが埋設されているとか、あと道路の状態がどうであるとか、そういったものを適宜すぐ回答できるようなシステムを構築することで、前年度より引き続きの事業となっております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、ページ数19ページです。消防費の消防施設費の19番、負担金の4,000千円について御説明申し上げます。

消火栓等設置工事負担金ということで、毎年度この事業につきましては東部水道企業団のほうに工事をしてもらい、うちのほうから負担金を払う分でございます。毎年、今後につきましては5カ所をめどに消火栓の設置を随時やっていく計画でございます。

今年度につきましては、場所的なものについては、東部水道企業団のほうが耐震関係で管路の布設がえ工事の計画が今年度からあるということを知っております。また、町においても町道の工事等もあわせながら、今後、水道企業団と建設課と協議しながら、この場所については設定していきたいと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

と言われますと、具体的にどこどこをやるじゃなくて、水道企業団の耐震関係の分でやりかえる分の単なる負担金として支払いをするということですね。

○総務課長（江崎文男君）

それも含まれております。この耐震につきましては、今後、東部水道企業団のほうで路線等を確認されますので、その中で消火栓等の設置箇所があるとすれば、その分の負担金になります。その限度として5カ所分を計上しているということでございます。（「はい、わか

りました」と呼ぶ者あり)

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、吉田議員の御質問の22ページでございます。款の10. 教育費、項の3. 中学校費、目の2. 教育振興費、節の18. 備品購入費10,098千円のうち、吹奏楽の件について御案内をいたします。

まず、この10,098千円の中に吹奏楽部の備品購入費が9,685千円でございます。もう一つ、中学校のほうに部活動のほうを御案内したときに、剣道部のほうから防具の備品購入ということで御提案いただいております、そちらが413千円となっております。

今回、吹奏楽部の件について議員の皆様からいろいろと御提案いただき、本当にありがとうございます。現場のほうで私も吹奏楽の楽器を見せてもらいました。吹奏楽部の先生にまず全ての学校保有の楽器についてチェックをしてくださいと。その中で全て買いかえる気持ちで、楽器がさびていたりとか、ふぐあいがあるものについても御提案をお願いしますということで伝えておりました。

まず、台数ですが、学校保有の台数が全部で46台ありました。後ほど少し御案内したいと思いますが、そのうち、今回20台について買いかえを提案させていただきます。

クラリネット7本中4本、フルート4本中1本、アルトサクソ3本中1本、テナーサクソ3本中1本、バリトンサクソ3本中1本、ホルン4本中2本、ユーフォ、金管楽器でございますが、3本中1本、チューバ5本中2本、トランペット5本中2本、トロンボーン4本中2本、バストロンボーン2本中1本、ドラム1台中1台、グロッケン、鉄琴ですが、2台中1台、合計20台について今回買いかえを御提案させていただきます。

なお、部員が30名程度おりますので、大体皆さんに新しい楽器が行き渡るというふうに考えております。

また、さきの予算委員会等でお話をいただきましたスーザフォン、マーチングとか町民体育大会とかのときに大きく背負って低音を出す、あの楽器については、ブラスバンド、吹奏楽の先生のほうから、あれはマーチングのときに使う案件で、年間に使用する回数は少ないので、今回は新規購入等ではなくて、今後も借用しながら進めていきたいというふうにお返事をいただいたところでございます。あわせて御案内させていただきます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

ということは、先生が辞退したということですね。あなたが切ったんじゃなくて、先生が辞退をするなり、買いかえの必要がないという判断は学校がしたということで理解しとっていいですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

はい、学校のほうと協議をして進めさせていただきました。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

協議ということになってくると、そこに圧力がかかっただけですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

失礼しました。私のほうからは、全て買いかえるということで御案内をしておりました。学校のほうから、スーザフォンについては借用するという御返事をいただきました。

以上です。（「ほかの楽器も含めてね」と呼ぶ者あり）そうです。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

私のほうからは、26ページ、款10. 教育費、項6. 保健体育費、目2. 体育施設費、節18. 備品購入費、説明、社会体育施設備品費1,421千円についての内訳を申し上げます。

まず、小学校体育館のバレーボールの支柱を2面分、1面分が2本で180千円となって、それを2面分で360千円です。それと、ソフトバレーボールの支柱、これは体育センター用ですけれども、6面分ですね、1セット34千円の支柱を6セットで204千円。この両方につきましては、もう老朽化に伴ってさびも出ておりますし、また高さ調整や曲がったりしている部分もございますので、全て新規購入を考えております。

それと、硬式テニス用のネットでございます。これは1張り分36千円、こちらの硬式用のテニスのネットのほうは、もう今、老朽化によって使用できなくなっていましたので、新たに新規で購入を考えております。

それとあと、町民プールのプール水槽周辺の床が直射日光で歩くのにも熱くなって歩けないような状況が毎年出ております。そこで、簡易的に毎年プール期間中のみをマットを設置して、その上だけでも熱くならないような対策としまして、そのマットを、幅1.5メートルの長さ7メートルのマットを、1枚当たり76千円しますけれども、それを10枚準備させてもらって、熱さ対策として設置を考えております。この合計が821千円になります。

先ほどの4点の全てを足しましての1,421千円の予算額となっております。

以上でございます。（「わかりました。いいです。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

22ページですけれども、19節の青少年育成町民会議の補助金、これについてちょっとお尋ねします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

青少年育成町民会議補助金でございます。こちらのほうは近年ずっと財政状況が悪い中、

各補助団体の補助金をカットしてきた傾向がございます。また近年、町としましては各補助金団体のほうを今年度でいいますと15%上乘せという形で、ここはほかの項目でございますけれども、15%を足しての今回の予算額となっております。青少年育成町民会議につきましても同じく15%の額が54千円となっております。

○4番（碓 勝征君）

そこで、町民会議でいわゆる挨拶運動等々の広報誌とかばんとかかれておるようでございますけれども、中学校の東側の北角、あそこに「キラリと光る挨拶日本一」かな、そういう横断の幕があるんですよ。これが腐食してね、かけとるひもも崩れとるし、全く見ばえがよろしくないということで、これはぜひですね、町民会議がつくったような形になっております。もちろん中学校も関連しとるようでございますけれども、町民会議のほうで作成しとるということでもありますので、一番いいメイン通りでもありますので、これはしっかりと取りかえをお願いしたいということをお願いしておきます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

御意見ありがとうございます。済みません、私もそこは気づいていなくて、アドバイスとか、御提示ありがとうございます。そこは早速現場を見せていただきまして、この予算の範囲内でできれば早急にでも対応したいと思います。（「お願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

11ページをお願いいたします。

ここで13. 委託料の中で、通学福祉バス車両デザイン委託料というのが上がっていますが、この関係を私が思うに、以前、環境美化関係の看板を今設置してもらっていますが、それを設置するときには小、中学生から図柄を募集して、その中から選定したやつを採用してされているわけですよ。これ、意外と好評でよかったものですから、今回のバスを更新するに当たっては、同じような形で小、中学生から図柄を募集してしたらどうだろうか。例えば、となりのトトロの中のネコバスですね、ああいうふうにみんなが見て、わっと喜ぶようなことでもしたら、かえってみんな喜ぶこともありましょし、関心持つんじゃないかなという感じがするものですから、その辺のお考えはどんなふうか、お聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

デザイン委託料に関しての御質疑を賜りました。今回、こちらのほうに予定しておりますのは、いわゆるデザイン発注をするプロに対しての委託料というふうに御理解いただければと思っております。それで、1回つくって、その後ずっと同じのを使うということではなくて、初回なのでそういう対応をさせていただければ、またバスの仕様のほうにも載せていく

形になります。それで、また長期にわたって同じデザインをずっと使うというのは考えておりませんので、何回か途中で変えていったりとか、あるいは季節に応じてとか、あるいは町のイベントとかを広告に載せたりとか、そういったことも考えております。

その中では、そういった児童等が、デザインを公募して、それをバスのデザインのほうにラッピングしていくと、そういったものも考えの中にはそういった意見等も伺っておりますので、そういったことも今後対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、ずっと通してその図柄ばかりじゃなくて、途中で変えていくというお話がありました。ならばなおさら、最初から子供たちの考えた図柄をあれにプリントしていただいて、それをまた次の段階ではまた子供たちの次の募集したやつから選ぶというふうにしていってもらったがよくなかろうかなという感じがしますけれども、いかがですかね。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御提案のほう、ありがとうございます。もちろん議員御提案のような内容も、ずっと運行していく中ではそういった内容も当然取り入れていくという方針ではございますけれども、初回、そういうプロのデザインのほうも取り入れたところで、いろんな手法を織りまぜながら、また、広告等の媒体とかも活用しながら収益を上げたりとか、そういう方法も考えておりますので、いろいろな手法を考えながら展開していきたいと思っておりますので、議員の御提案のほうについても当然ながら含みおいたところでの今後の展開になってくるというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○9番（原田 希君）

説明書17ページ、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費の節の15. 工事請負費で、町道補修等工事ということで70,000千円計上がされています。当初でも30,000千円、合わせて1億円ということ、今年度予算になるわけですけど、まず1点目に、その町道補修ということで書いてありますけれども、これは町道以外に、例えば、側溝の改修等も含まれるのかどうか、お尋ねをいたします。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうから、ただいまの原田議員の質問に回答させていただきます。

17ページ、上から3段目、15節. 工事請負費の70,000千円の件ですけれども、側溝の工事は含まれているかということでの御質問かと思えます。

今回の工事70,000千円のあらかた大体の工事の中身ですけれども、舗装改修工事が12件と側溝工事を3件ほど計画しております。路線としましては、大字堤地区2本、坊所地区8本、江迎地区2本、前牟田地区3本ということで計画をしております。

以上です。

○9番（原田 希君）

舗装が12件で、側溝が、済みません、何件やったですかね——3件ということですけど、具体的な箇所がわかれば教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

今現在3本計画しておりますのは、継続でやっておりますヤクルト住宅あたりが1本、あと下津毛東西線、これは中学校の東側あたりですね、あと1本は三上公民館の前、三上住宅4号線を計画しております。あと、予算の都合であと入札残とかあればできるところをやっていくような形になるかと思えます。

以上です。

○9番（原田 希君）

先日も同僚議員の一般質問の中で過去要望したものというお話があっていました。私も過去要望したものという意味でいえば、一般質問に取り上げさせていただきました下坊所の東西線ですね、これに関しては地元からの、側溝だけではないんですけど、その地元からの要望として道路の幅員が狭いということで、これは以前、消防団の防災の訓練が行われた際に皆さんも見られたと思うんですが、もう消防車でいえば幅ぎりぎりいっぱい、ふだんの生活でいえば自動車と自転車が離合するのも難しいぐらいの狭い道路となっています。過去の路面正常調査の結果を見ても、路面の損傷というか、調査の結果でも改修が必要という結果が出ておりますし、側溝も大分老朽化しております。地元の要望、大分前に出ている要望としては、この道路の拡幅ということで出ているということで聞いておりますけど、拡幅となれば当然両側に民家もございまして、すぐすぐというのは難しい話じゃないかというふうに思っておりますので、以前、一般質問させていただいた折にはですね、側溝が老朽化して

いますので、ここ、側溝を改修するとともにふたをして、道路の幅員が今よりも確保できないかどうか、あわせて、その路面もきれいに直してほしいと。路面のがたがたで車をはねて事故が起きてたりとかということもありますので、そういうお話をさせていただいています。その当時ですね、拡幅ということで要望が出ていますんで、例えば、そういう維持管理という部分でのそういう改修になると、また地元と協議が必要だという答弁をいただいていますので、ちょっと今回、課長かわられていますので、そこら辺も踏まえて、今後、地元の方と協議をされながら進めていっていただきたいなという要望をちょっとさせていただきたいと思います。今の点でお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原田議員のほうから要望という形だと思うんですけども、実はその下段、同じ17ページ、3の道路新設改良費、13. 委託料8,300千円、この中の測量業務委託料6,800千円とございますけれども、この中で実は概略設計を下坊所東西線、ことし計画してしまして、来年以降、社会資本整備総合交付金というのがございますけれども、そちらの事業の中に入れていくということで、概算要求で今要望を県のほうに上げているところでございます。その下坊所東西線の計画を概略設計の中でやりながら、拡幅も入れたところで今後どういう形になっていくかということで、また地元のほうとの協議も出てくるかと思えます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○9番（原田 希君）

ぜひよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

11ページをお願いします。

ここの節の18. 備品購入費でコミュニティバス購入費用が計上されておりますが、今現在走っているバスがのらんかい号という名称で走っていますよね。そうすると、今度新しく更新したときに、こののらんかい号という名前は継承するものか、それとも、新しい形で公募なりなんなりでするものかですね、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

名称に関してのお問い合わせかと思います。名称に関しては、今回ちょっと便宜的にコミュニティバスという形で使わせてもらっております。過去に現在のいわゆる通学福祉バスのらんかいの際には公募で募集をしているということでお話を承っております。当時そのような形をしていたので、今後ちょっとその辺に関してどうしようかということですね、一応協議対象になっているところでございますので、今後また活性化協議会の中でもそう

いった話が当然出てくるかと思しますので、そこでの協議の流れの中で今後の方向性について見出していきたいというふうに思っております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「いんにゃ、いんにゃ。そんなら、もういっちょ、次」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

そうすると、次に進みますが、17ページの、先ほど同僚議員が質問されました町道工事関係にちょっと関連でありますけれども、今後改修が必要ではないかという意味合いも含めてちょっとお話しさせていただきますが、実は外記のため池ですね、外記のため池のあの堤防上の道路、東西道路、あれの西のほうに、西の出入り口というか、西のほう、あの3差路のところ、あそこに行くところが、ちょうど外記のため池からののこしの上に今、車が行き来する道路プラスその北側に歩道対応ということで鉄板敷いてされていますよね。

実は先日、あそこでちょっとたまたま交通状況を見たときに、やはり必ずどちらかがとまらんことには離合できんもんですから、私が約1時間ぐらいですか、おった間で五、六台ぐらい相互にとまってかわす、とまってかわすというふうなことがあったもんですから、あれをもうちょっとですね。あと、今言う歩道に使う意味合いでの鉄板を敷いている、あの部分あたりまで広げたら、スムーズに離合できていいんじゃないかなという感じがしました。そこが外記のため池の関係には例の大字坊所の一村会の絡みもありまして、ちょっと1人2人の方に何かいろんな条件があるやろうかということで聞いたら、特別にはないということもちょっと聞いた経緯があるわけですから、もしできれば、あそこも拡幅を考慮してもらったらどうかなという感じがしております。その辺について、今初めて言っているから急なことで申しわけないけど、どういうふうにお考えになるかですね、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうから御質問がありました外記ため池西側の部分の拡幅ということでございますけれども、あの部分に関しましては、まず、ため池の整備事業ということで過去にやった経緯がございます、その時点でため池ののこし、余水吐きという工事をあそこでやっております。

そこに道路形状で今つくっている部分に関しましては、当時、道路の幅員の部分の施工ということで計上しておりますけれども、のこしの部分の形状が、その道路をつくった場合に耐え得るかどうかということも含めて検討していく必要がございますので、今すぐに今後どうかということとはできないかと思うんですけれども、まず、そういったところの調査、あと、その幅員関係をどうするかということも含めて検討していく必要がございますので、

今後検討をさせていただけないかということで回答にかえさせていただきたいと思います。

○8番（大川隆城君）

当然、先ほども言いましたように、地元の皆さんとの協議等々を当然経なければいけないと思いますので、今後協議をしていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、今度は同じ17ページの道路新設改良費の13. 委託料のところ、測量業務委託料が組んでありますが、この中に三上の東西3号線の測量が入っているわけですね。そうすると、昨日の同僚議員の一般質問の折にも出ておりましたけれども、あそこをもう皆さん既に御案内かと思えます。同僚議員からの発言の中にもあったように、本当に従来の畑が放置されて、もう雑木が、それこそ幹回りが本当に30、40ぐらいあるぐらい大きな木が立ってみたり、ササなんかも本当私の背丈以上に高いところまで伸びたという、そのまんまの状況になっておるわけですね。そのことについて、あの周辺の方々が野菜の栽培関係、大変困っているという声をもう再々聞くわけです。それと、隣接した住宅の方が、もう自分ところの周り1メートルでも2メートルでもいい、自分で刈るから刈らせてくださいよと言っても、それもだめだというようなことで拒否をされているというふうな状況がずっと続いているわけなんですよ。

このことについては、昨年の28年3月の議会の折、あの路線の町道認定が議案として上がった折にも、この件についてはぜひ善処をするように、してほしいという要望をさせてもらってありました。そのときの当時の担当課長の答弁の中には、地元区長さんに整備関係の役場からのお願いなり、また関係課とも協議しながら、環境整備、伐採等々をお願いしてまいりたいという答弁をしてもらっている経緯もございます。とにかく去年から1年間も放棄、それ前のあそこの請願が出た折からも、あれが26年ですから、もう3年たっています。それ以前からずっとそのまんまの状況で、本当に何遍も言いますように、あの周辺の地権者の方からは、何とか伐採してくださいよと、もう野菜も金になりません、そして、害虫の被害もある。あるいはきのうも出ていたように蛇の関係とかですね、子供の危険ということもあるからぜひお願いしますと言い、周りから声があり続けるにもかかわらず、御案内のとおり、そのままの状況のとおりです。

やはり、あそこを町道認定しました。整備をします。ことし測量をやる。その後は当然、もうきれいに整備をするわけですがけれども、その周辺があのもんまというたらどうかなという思いがもうずっとしております。ですから、もうぜひあそこは、強制はできないかもしれない。強制はできないかもしれないけれども、あの状況を見たらどうかということは皆さんお感じになると思うわけですよ。

ですから、当然ことし測量をされて結構です。そして、整備されて結構です。それと並行して、ぜひあそこは伐採をしていただくようお願いをしてもらいたいと思いますが、いか

がでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうから御指摘受けました件につきましては、先日、吉田議員さんのほうからも一般質問の中で、私のほう御指摘いただいたわけですが、何分にも個人の土地ということで、前課長もそういう結論になったかと思えます。

今後、測量をやりながら計画を立てて用地買収という形で進んでいくわけですが、その中で個人さんともお会いすることになると思えますし、また、環境的な部分でも担当課のほうにもお話をしながら、両方で協議をしながら善処していきたいと思えます。

道が通る暁には、必ずそこをのけていただくような、ちゃんときれいにさせていただくようなこととお話を進めていきたいと思えますので、その点で御了承いただきたいと思えます。

（「ぜひよろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

今の件、ぜひよろしくお願ひいたします。

それから次に、26ページをお願いします。

ここに節の13、委託料のところ中央公園大型複合遊具補修工事設計委託料というのが上がっております。この関係で、遊具の関係で、以前、私は——今ある遊具は五、六歳以上の子供が使える遊具だというふうに思うわけですよ。そうすると、それ以下、例えば、1、2、3歳ぐらいの子供さんたちが遊ぶ遊具もあの横あたりに併設してもらえないだろうかという要望があったことを以前お伝えしたことがあったと思えます。ですから、その関係で、今回あそこの修理、補修関係の設計委託等をされる折に、そういうことも含めてしてほしいというふうに再度思うわけですが、いかがでございましょうか。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほど申された年齢の低い0歳児から3歳児等の遊具につきましては、引き継ぎの中で私も話を聞いているところでございます。

今回、この複合遊具補修工事設計委託料の800千円につきまして、これも含めて向こうに1回相談をしたいと思えます。今のところ概算的な設計委託になっておりますので、その中に含めて相談をしていきながら設計の金額もトータル的に網羅するためにも設計の中に含めたいと思えます。

以上であります。

○8番（大川隆城君）

今、それも含めてやりたいという答弁いただきました。やっぱり小さい子供さんをお持ちの方は、遊ばせる箇所がそんなに多くはないわけですよ。ですから、あそこもぜひそういうことをしてもらえれば十分遊べることにもなりますし、今度は利用頻度も当然ふえてくると思えますからね、やはりみんなが楽しく、そして集うて遊ばせられる箇所というような位

置づけでぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○3番（田中静雄君）

11ページをお願いします。

11ページの節の18. 備品購入費でコミュニティバス等購入費ということでありましてけれども、これは全員協議会の中で資料をもらいましたけれども、中型バスとハイエースタイプの乗り合いタクシーのことと置いていいですね。

それで、特に乗り合いタクシーの場合、10人以下ということになると、ハイエースクラスにはかなりちょっと車体も大きくなると思います。それで、所によっては車の通行も曲がり角なんか行かれないところ、それから、離合できないところ、かなり上峰町の中に多いと思います。それで、かなり制約されると思いますけれども、稼働率といいますかね、乗車率は予約ですから100%になると思いますけれども、稼働率はどれくらいをおおよそ予想されているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それと17ページ、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、中ほどの節の15番、工事請負費の町道新設改良工事ということで7,000千円ですかね。これは何カ所かやられると思いますけれども、余り、私は三上出身ですから三上のことを余り言うとお叱りを受けますから言いたくないんですけども、ちょっと確認のために言いますけれども、昨年6月に三上の中央の分、請願書に出した部分に砂利を入れてもらった、あの辺の近辺の工事も入っているということで、そういうことも入っているということではないでしょうかね。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

予約型乗り合いタクシーに関しての御質疑かと思っておりますけれども、道幅が狭いところに10人乗り程度で入って大丈夫だろうかというお話かと思っております。当然、町内には非常に狭い道も数多く存在しておりますので、100%中に入っていけるものとは思ってはおりませんが、可能な限りドア・ツー・ドアの趣旨を満たすために登録されてある御自宅近くまでは近接をして、そこで御乗車できるような体制をとっていきたく、このように考えております。

また、セダンタイプという、いわゆる普通乗用車とか軽自動車とか、そういったものを使用すれば当然まだもうちょっと中に入っていけるだろうという御議論もあるかとは思いますが、ただ、そうなると、例えば、買い物客が買い物をした後に乗せるスペースとか、あるいは乗り合いでございますので、お一人の方がお客様というわけではございません。続けて2人乗り、3人乗りというような形で複数の方が乗車する場合もございます。そういった場合に、ある程度対応できるための車両の設備というものも必要になってまいりますので、こういったタイプの乗用車が一番適当であろうというふうに考えているところでございます。

それと、あと目標というところかと思えますけれども、一応数値目標というものがございまして、現在の地域内公共交通のほうで、平成27年度、通学福祉バスでは3万5,543人の方が御利用されておりますけれども、これを3万7,223人程度が御利用できるような形の一応の数値目標を持っております。それと、あと満足度というものでもベースを持っております。現在の通学福祉バスの満足度というのが推定値からいたしますと46%ということでございますので、新利用形態にした後に8割弱の78%、この辺まで満足度を持っていければというような目標を持っているところでございます。

答弁にかえさせていただきます。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員のほうから質問がありました17ページ、3. 道路新設改良費、15. 工事請負費7,000千円、この中に三上区長からの要望箇所が含まれているかという御質疑だったかと思えますけれども、この7,000千円につきましては、町道米多坊所線、平成27年に個人宅の用地買収を済ませて、28年、去年にアパートができたところの用地の寄附をいただいております。平井病院の前のあたりですね、あのあたりの道路改良工事の費用で7,000千円計上させていただいております。

議員御質疑の分に関しましては、そのもう一つ上の道路維持費、15節. 工事請負費70,000千円、この中に三上住宅4号線、先ほど原田議員のほうから質疑があったときに申しましたけれども、公民館の前あたり、あの道路のあたりの西側のほうの側溝改良工事を計画しております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどコミュニティバスについて満足度のほうでかなり70%ぐらいあるということで、それは非常にいいことだと思います。これ、やること自体はいいと思えますけれども、通常と言ったらおかしいですかね、民間では何か事業を起こすときにはどれだけの利用者が、例えば、これあたり利用者がある程度、どれくらいの利潤が上がるのか、そういうことを追求するんですね。だけど、行政の場合はそういうわけじゃないです、というのはわかっています。住民サービスはかなり優先していくと私は思っていますので、その住民サービスで可能な限り、やっぱり隅々まで行けるような、そういう手配をしてもらいたいし、1台ぐらいは軽自動車があってもよさそうじゃないかなと自分で思ったりしたところでございます。そういうことで、できるだけ町民が満足できるような、そういう乗り合いタクシーにしてもらいたいと思います。

それと、三上北のほうの中央部分の道路については、そういう排水が非常に問題になっています。それで、昨年6月には砂利を入れてもらいましたけれども。それで、実は私はあの辺の草をむしったり、除草剤をまいたりして、できるだけ車が通れるようにということで、

私個人で建設課の白濱さんの許可を得て除草剤をまいていた。文句が出たら俺のところ言うてこいということで、除草剤をまいたり、草むしりをしたり、私は日ごろやっております。

だから、あの辺を、一つ排水溝を開発することによって、あとはその近辺のほうはですね、今どういう状態かといいますと、不動産屋が待っとんさっです。あとは民間でやりますということですね。だから、ぜひともできるだけ早くやってもらってということをお願いをしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○7番（吉富 隆君）

20ページをお願いいたします。

20ページの目の事務局費、節の19、学校給食費補助金の件でございます。

この案件については、私個人的には大きな問題だと位置づけをさせていただいているところでございます。なぜ大きい問題かと申し上げますと、12月、2月とこの案件は出てまいりまして、否決という状況下にあるわけですから、あすあさって討論、採決という前に、議員の皆さんと行政とすり合わせをできないものかなというふうに考えているところでございますが、行政のほうでいかなもんか、お尋ねをしたい。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま吉富議員のほうから御案内いただきました20ページ、款の10、教育費、項の1、教育総務費、目の2、事務局費、節の19、負担金、補助及び交付金、学校給食費補助金32,860千円について御提案をさせていただいております。

ただいますり合わせということでお話をいただきました。教育委員会といたしましては、2月、それから12月に全額補助ということで御提案をさせていただいております。さらに、今回上乘せでお祝い給食費付加として、さらに3,000千円の御提案をさせていただいているところでございます。あわせて、少し御案内をさせていただければと思います。

お祝い給食費付加につきましては、現在、月に1回から2回の行事食を行っています。入学時、卒業時、それから月の行事として、7月であれば七夕の行事など、子供たち、児童・生徒がみずから献立などを提案して、学校給食に対する食育の推進ということも図っております。あわせて、こちらについても、現在、小学校で250円、中学校で290円の食材費でございますが、これに2倍に相当する額を1日に食材費として対応させていただければと思います。年間で3,000千円でございますと、今後、7月以降で年間12回分の行事食について補助をすることが可能になります。こちらについても御提案をさせていただいておりますので、あわせて御協議願いたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

課長さんね、私の質問にお答えをしてくださいよ。お祝いの問題等々については、これはいいことだからやってくださいよというお願いをしております。

僕が大きな問題ですよというのはね、これは2回否決になっているんですよ。そのまんままた出てきている。これは材料費の問題なんですよ。吉田課長、一番御案内のように、給食問題については1億円弱をかけて改築しました。それに伴う、この何というんですか、職員さんの給料とかいろいろな問題がちょっとあって、29,000千円強出ていますよね、一般会計から。そうすると、これは10カ月のはずなんですよ。材料費42,000千円なんですね、年間。70,000千円強が出るということになります。よかですか。これがこのまま出ています。12月、2月否決。

私としては大きな問題と捉えているので、この案件については行政側とすり合わせて、方向性を出す必要があるのではないかなというふうに思うわけですよ。その僕の意見に対し、質問に対してお答えをしてくださいよ。それ答弁になっていないよ。お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

すり合わせということでは言っていたいております。ちょっと少し今回のこの件について、こちらの提案の理由を御案内させていただいたところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

僕はすり合わせと申し上げましたが、この案件について協議をして、方向性を出そうじゃないかと。そういう答弁であったらもう要らない。よかですか。お互いに協議をして、この問題には解決する方向性があるのではないかと僕は思っています。そうでしょう。これにはいろいろな問題が含みがあるんですよ。

なぜ僕がこういうことを提案するかというと、私たちの町では114億円の大きなボリュームのある予算になっています、今のところ。そうでしょう。今回の補正、5億数千万円ですよ。いや、上峰町ってここまで来たんかなと思います。しかし、その反面、こがん意味もあるんですね。だから、この問題については一般質問等々でも同僚議員から厳しい意見も出てきています。よくよく考えてください。当初予算、補正予算に出ていない案件が幾つもあります。

1点だけ紹介しましょうか。上坊所地区の変則5差路をどうするんですか。これは同僚議員からも出ておりましたが、迂回路をつくったらどうだろうか、拡幅するには余りにも金がかかり過ぎるじゃないか。これは億単位なんですよ、補助事業にのせても。

今も出ておりました上峰小学校の前、南北線。これは改修すると言ってあるんよ、道路改修は。これも億単位ですよ。そろそろ下水の機能強化も出てくる。これも四、五億円。裏負担は半分ぐらいなるかと思うんだけどね。

で、小、中学校の改築、便所だけでそんな幾らもかからない。同僚議員からも一般質問で

出ておりましたでしょう。窓があからない、あけないでくださいとか、そういった改築等々を考えると莫大な金になる。

議員の皆さんは町民の意見を集約して議会に反映しんさつ。あれをしてくいろ、これをしてくいろと。きょうの問題でもかなりの金がかかる意見が出ております。うちの町が財政豊かですか。80億円、90億円の起債があるんですよ。

だから、この問題についても、初めから完全無料化じゃなくて、段階的にやったらどうですかという意見を僕は申し上げてきました。町長さんの選挙公約もあるんですよ、これ。そうすることによって、任期中に、4年間に完全無料化に向かって努力をすればできる話ですよ。町長の立場もこれで克服できると思うんですよ。

だから、そういったもろもろを打ち合わせして方向性を出したらいかがですかって提案しよつとですよ。もっと大きく行政の方は考えてくださいよ。何をするにしても皆さんの税金を使う、公金ですから。そこら辺をやっぱり厳肅に考えていただいてもらえば幸いかなと思う。

給食問題で、完全無料化で問題あるんでしょう。今でも無料化の方がおられるはず。余り表に出てこない。出すべきじゃないから出さない。格差の問題等々出てきます。

だから、段階的にやって、周りを見ながら無料化に向けて進めていただければなというのが僕の考えであって、頭から反対をしているわけじゃございません。そういうことを皆さんと協議はできないかという提案をしているところですので、そういう提案が、いや、このままでいいよということであれば話は別。そういう意味を申し上げているんですよ。どうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ちょっと御質問の意味がまだ理解しておりませんが、誤解を恐れずにちょっと御案内させていただければ、さきの全員協議会の中でこの提案について御案内をさせていただきました。

また、前回の議会の中では町長の選挙を待って、また再度協議をということで御提案もいただきました。多くの皆様から署名活動などもいただいております。皆さんの声も、賛成の議員の皆さんからは全額ということでのお話もいただきました。

また、財政のほうからも、この補助金を毎年42,000千円はふるさと納税ではなく、一般財源として可能であるということでもお話をいただきました。そういうことを勘案いたしまして、教育委員会といたしましては、子育てを支援する保護者の皆様、それから子供たちの食育の観点、そういう観点から今回また全額補助ということで御提案をさせていただいておりますこととございます。あわせて、その考えで進んでおりますので、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

あのね、課長、嘆願書の問題までこう言われておりますがね、今も現在、嘆願書は推進されております。同僚議員もされておるようでございます。それが果たしていいのかなと僕は思っていますよ。そういうことまでね、この本議会で言うべき問題ではなからう。

今言われたようなことは理解しているよ。しているけれども、いきなり完全無料化とはあり得ないでしょう。よそのまちもいろいろとお調べになったと思う。それなりの議論をして、それなりの時間をかけてやっておられます。そういう協議したんですか。全協で説明したって。全協って拘束力ないんだよ。でもね、全協だから拘束力がないと言いながらも、それは基本的に考えるべき問題でもあろうと僕は理解しています。

だから、僕が言っているのは、あすあさって討論、採決の前に何とかならないのかという趣旨ですよ。それを今のような答弁していたら、もう僕は言いませんよ、これ。言葉で言わせてもらおうと、これはいかなもんかな、もっと妥協点、お互いの、見つける協議はできないものかということ提案をしているんですよ。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと吉田課長にお話をされているようでありますが、議員のこの御提案のすり合わせという意味がちょっとよくわからないところがございます。全員協議会は開催しましたし、その意見調整の場として開催をいたしました。今、議員がおっしゃっているのが、この地方自治法に基づく修正協議の提案であれば、それは議会のほうで考えられるべきことでありますし、全員協議会の開催であれば、議長からの要請があれば、我々はそれについて応じていきたいと思えます。よって、吉田局長もちょっと答弁に困るんじゃないかなと思って聞いておったところでございます。

○7番（吉富 隆君）

さすがに町長だなと思えます。

あのね、僕は吉田課長より町長がお答えになると思っていましたが、手を挙げられるんで答弁を聞いたところでございますが、修正という言葉は僕は余り使いたくなかった。休憩をとって協議の中で修正いかがですかというふうなことも視野に入れたところでございました。

これは何とかね、すり合わせという言葉を使ったんだけど、本当は修正はできないものか。修正は議会しかできない。その前の前段で、修正する前の前段で、やはり行政の理解も必要だろうというふう考えたもんですから、言葉足らずで大変申しわけございませんが、できれば休憩をしていただいて、こういった問題に取り組んだらいかがでしょうかという提案をしているので、御理解をいただきたい。

○町長（武廣勇平君）

ですから、我々がその修正を出すためにこの原案を出しているわけではありませんで、議会のほうで修正協議をするということであれば、議会の中での御判断だというふうに思えます。

○7番（吉富 隆君）

それでは、ここで暫時休憩をお願いして、修正をどうするかという協議をさせていただきたいというふうに思います。ただ、私も行政に気を使ったんですよ。そんなことあるもんかいと言われると困ります。しかし、議会は議長中心であって、修正しなさいというよりは応じるというような回答のようでございますので、そうさせていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩したいと思います。休憩。

午後 1 時45分 休憩

午後 3 時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

ただいま審議中の日程第2. 議案第26号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第2号）から日程第12. 議案第36号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については、あした6月15日に議案審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、日程第2. 議案第26号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第2号）から日程第12. 議案第36号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については、あした6月15日に議案審議したいと思います。

お諮りいたします。議案審議の途中ではございますが、本会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時18分 散会